

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第21回)・
ワーキンググループ(第24回)

1 日時 令和6年5月30日(木)17時00分～19時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、越前構成員、奥村構成員、落合構成員、クロサカ構成員、
後藤構成員、澁谷構成員、田中構成員、増田構成員、森構成員、
安野構成員、山口構成員、山本(健)構成員、脇浜構成員

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
ティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人
テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネ
ットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、
日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター、
JICDAQ、NICT

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐

(5) ヒアリング関係者

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会 源氏
鳥取県 デジタル局長 下田氏
一般社団法人日本民間放送連盟 山田氏、本橋氏

4 議事

(1) 関係者からのヒアリング

(2) その他

【宍戸座長】 ただいま事務局よりサウンドされましたように、定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第21回会合及びワーキンググループ第24回会合の合同会合を開催させていただきます。

本日も御多忙の中、また、頻繁に会合を開いておりますが、当会合に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料20-1-1から参考資料21-1-4までの4点用意をしております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は生貝構成員、石井構成員、江間構成員は御欠席予定、脇浜構成員は途中で御参加予定と伺っております。

最後に、本日の会議につきまして、報道関係者より冒頭カメラ撮りの希望がございましたので、構成員の皆様におかれましては、差し支えない範囲でカメラオンにさせていただきますようお願いいたします。ありがとうございます。こちらでお時間取らせていただきます。

御協力いただきありがとうございました。これでカメラ取りを終了いたします。これ以降の撮影は御遠慮ください。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

構成員の皆様におかれましては、カメラ撮りに御協力いただき、私からもお礼申し上げます。

まず、本日の議事について御説明を申し上げます。議事の1、具体的な方策といたしまし

て、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会様、鳥取県様、一般社団法人日本民間放送連盟様の3団体より御発表いただき、それぞれの御発表の後に質疑の時間を設けます。その後、ワーキンググループの検討状況の御報告といたしまして、山本龍彦座長代理、それから事務局より説明をいただき、質疑応答を実施させていただきます。最後に全体を通じた意見交換を、できる限り円滑に進行できればでございますけれども、できるはずでございますので、やらせていただきたいと思いますと思っております。

それでは、早速議事に入ります。議事の1、具体的な方策、普及啓発、リテラシー向上、人材育成等についてでございます。まずは、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、源様から御発表いただきたいと思います。資料2 1-1-1でございます。大変恐縮ですが、15分で御説明お願いいたします。

【安心ネットづくり促進協議会(源氏)】 安心ネットづくり促進協議会事務局の源です。本日はよろしくお願ひいたします。偽・誤情報対策、具体的な取組について、御説明させていただきます。

まず、安心ネットづくり促進協議会とはということで、簡単に御説明をさせていただきます。2009年の青少年インターネット環境整備法のタイミングで、利用者、産業界、医療関係者、有識者などが集まって、青少年のグッドネットを推進する組織として設立された団体となります。

会員については、左のほうの会員、通信事業者をはじめ、通信メーカー、コンテンツ企業、学識経験者及び団体、PTA等々の方々に入っております。右のほう、役員ですが、代表理事として、新美育文が代表となっており、以下、各理事の方のメンバー及び顧問は御覧になっていただいているとおりです。

組織体制としては、大きく普及啓発広報委員会と調査研究委員会となっております。委員長については、記載されているとおりの方になります。

3ページ目、こちらは先ほどの安心協のポンチ絵にしたものになります。関係者との橋渡しということで、各種教育関係者や利用者、産業界、各種団体、PTAの方々との関係者の橋渡しということで安心協は動いていると。それに対して各関係省庁、総務省さんをはじめ、文科省、経産省、こども家庭庁、警察庁等々の支援を受けながら、活動しております。

それでは、具体的に、偽・誤情報の具体的な取組について3点御説明をさせていただきます。

まず、高校生ICTカンファレンスとなります。こちらは2011年からスタートしてお

ります。今年度は、事業者と企業、有識者との関係省庁が連携して、青少年のインターネット利用環境整備を目指した事業となります。前年度、2023年度は、「今、高校生が考えるデジタルシチズンシップとは」ということで、「デジタルウェルビーイングな社会を目指して」をテーマに、全国17か所で開催して、合計91校、323名の高校生が参加しました。その全国大会に当たるサミットを11月3日に東京で開催され、全国からの代表16名が集まり、開催をいたしました。

そして、さらに高校生の意見というのを政府関係省庁等に伝えるべく、サミットで選ばれた代表2名が昨年12月19日、こども家庭庁の青少年インターネット環境整備等に関する検討会、及び総務省、文科省さんを訪問し、発表をさせていただくものになりました。

これが先ほどの全国の各種の開催状況となります。右上のグラフは、少し減ったのはコロナの影響もあって減ったのですが、コロナ明け以降、徐々に復活している状況となっております。

続いて、今年度、24年度のテーマですが、こちら、「高校生が考える生成AIとの付き合い方」ということで、「誤情報・偽情報を越えた活用法を考える」というのをテーマとしております。

こちらはそのコンセプトになりますが、こちらを踏まえて一番下のほう、利便性とリスクというのは表裏一体でありますので、こちらをちゃんと認識して、リスクを克服して活用していくべきかを議論して、先ほどの提言というか、そちらのほうに発表していくというものになります。

続きまして、安心協ニュースになります。こちらは定期発行する啓発資料となりまして、2018年から四半期ごとに発行しているものになります。現状の学校等への配布状況につきましては、小・中学校、首都圏中心に約730校に配布しております。また、地域の教育委員会、札幌、永野、福岡からの学校へのデータ配信を行っております。あとは行政機関のホームページということで、茨城県のウェブサイトで紹介をさせていただいております。

こちらが現物になります。学校研修のほうはA3サイズとなりますので、こちらのほうで誤情報、偽情報やその辺の特集として記載をさせていただいております。

続きまして、インターネットトラブル事例集ということで、こちらは総務省の受託事業として、安心協が受託をして作成しているものになります。インターネットトラブル事例集というのは、青少年やその保護者がインターネットを利用する上で必要な知識を得るために、総務省が2009年から作成している啓発資料となります。安心協としては、2024年度

版の作成を受けることに当たって、関係者、大学の先生であったり、消費者団体、弁護士、企業の方の協力を得て、既存の16事例の内容を見直して、加筆修正したものに、新たに5つを加えた21事例を作成しております。その事例として、偽・誤情報関連ということで、こちらイラスト化して分かりやすく、啓発をしているものになります。

最後に、啓発活動に当たっての課題認識ということで3つ挙げさせていただいております。まず、1つ目、インターネットを利用する者に届くことが必要ではないか。安心協をはじめ、協力、関係していただいている様々な団体、個人の方々が、いろいろ啓発活動に携わっている方から面的な啓発が必要との意見が多く上がっております。PTAさんや自治体の協力を得て取り組んでいるけれども、全国的な啓発プラットフォームがあってもいいのではないかと考えております。これは例えば、GIGA端末の有効活用というのを考えてもいいんじゃないかと考えております。

2つ目、利用者としてのリテラシーではなく、インターネットの仕組みやビジネスモデルの理解が必要ではないか。総務省ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会が公表したICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップにおいて指摘されたとおり、単なるユーザーとしてのICTサービスを使いこなすための知識だけではなくて、インターネットの仕組みやビジネスモデルによって生じるアテンションエコノミーやフィルターバブル、エコーチェンバーなどの理解を得ることが必要ではないかということで、研修会等に集まった方々の理解を深めるためにも、その辺の意味をちゃんと理解する必要があると考えております。

最後3つ目、青少年における偽・誤情報の影響ということで、先日、5月17日のワーキングにおいて、違法情報、有害情報、権利侵害情報の概念として、偽・誤情報の関係性を表した資料において、必ずしも違法ではないが、有害な偽・誤情報とされるものが図で示されておりますけれども、青少年におけるアダルトコンテンツや残虐なコンテンツの影響と対策などと同様に、このような情報に対する青少年の影響という観点から、どのような対策、検討が必要ではないかと考えております。

簡単ですが以上となります。

【宍戸座長】 源様、ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御質問、あるいは御指摘がありましたら、チャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。ですが、いかがでございましょうか。

本日のお話は、この検討会で議論してきた、情報流通の健全性に関する全体像、あるいは

基本的な考え方と課題で申しますと、受信者側の発信、今日、お話にもありましたけど、発信、拡散主体となり得る受信者側のガバナンス、リテラシー向上策の在り方、あるいは、認知的、社会的バイアスを前提としたリテラシー向上策の在り方などにも当然関連すると思っております。したがって、事実関係の御質問だけでなく、今のような具体的なリテラシーに関連する方策についても御発言いただければと思っております。それでは、曾我部構成員、お願いいたします。

【曾我部構成員】 京都大学の曾我部です。御説明ありがとうございました。

すごく細かい点で、ピンポイントのことで1点、恐縮ですが、お伺いしたいのは、安心協ニュース、スライドの9ページですか。こちら、学校の掲示板などに掲出されるものと理解しております、これはかなり有効ではないかと思えます。一定期間、毎日学校に子供は来ますので、見る機会は非常に多いのかなと思っております、そういう意味で有効なのかと思うんですけども、その上で、首都圏一円にしか配布はされていないということについて、全国でなぜできないのかという点について、お伺いできればと思えます。ピンポイントで恐縮です。

【宍戸座長】 安心協様、お願いいたします。

【安心ネットづくり促進協議会（源氏）】 安心協でございます。首都圏中心に配布しております、それ以外も御協力いただいているところには配布しておるのですが、何分配るルートというのですか、その開拓がなかなか完全にできているところがなくて、御協力いただいている、ルートを持っているようなところに相乗りして配っているというのが実態でございます。何かしら私どもが全国の学校に直接配らなくてもいいような、御協力いただける配布ルートがあれば、さらにそういうところとタイアップしてやっていきたいなと、そういう状況でございます。

【曾我部構成員】 どうもありがとうございます。実際に、そういう御苦労はあると思うんですけども、せつかくの取組ですので、ぜひ全国に広げていただければと思えます。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、後藤構成員、お願いいたします。

【後藤構成員】 後藤でございます。貴重な取組の御説明ありがとうございます。私もこういう地道な努力は非常に大事だと思っております。

資料の13ページ②番の「リテラシーだけではなくて、仕組みやビジネスモデルも理解し

てもらふ必要がある」は大事だと思っておりますが、一方で大変難しいとも思っております。例えばアダルトコンテンツや残虐なコンテンツとなると、境目は難しいとしても、直感的に分かってもらいやすいこととございますけど、ビジネスモデルまでとなると、なかなかついてこられる方が少ないという気もします。これまでの取組の中で、そのような背景とか仕組みまで御説明した経緯、そこでもし御苦勞があったら、そういう知見や、どのようなノウハウが必要だったとか、そういうものについて御教示いただきたいと思っておりました。

【安心ネットづくり促進協議会（源氏）】 御質問ありがとうございます。具体的にまだこの部分が弱いなということで、課題と認識して挙げたところとございます。いろいろと保護者の方にお話しすると、多くの方が設定とか、そういう言葉はあまり好きではないという感触を受けて、なかなか細かいことは苦手、もしくは興味がないということもあって、そこは結果的にいろいろな課題につながっているのかなという認識です。

先ほど、総務省さんの漫画のような、ああいう分かりやすいものを何かつくって、今後、力を入れていく必要があるのかなと、現状はそういうところでございます。

【後藤構成員】 承知しました。ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 いつも大変お世話になっております、全相協、増田でございます。

御発表の中で、全国的な啓発プラットフォームということの御提案をいただきました。それについて、何か今、もう少し具体的なところで御説明いただくと助かります。お願いいたします。

【安心ネットづくり促進協議会（源氏）】 御質問ありがとうございます。私どもも、恐らく全相協様もそうだと思うんですが、届けたい方にどうやって届けるかと、情報をお伝えるかというのが最大の課題で、ここにも書かせていただきましたけども、これは私ども以外のいろいろな方からそういう御指摘があるのかなと認識しております。

例えばということで、先ほどGIGA端末の話なんかを出しましたが、これは総務省さんの範疇ではないかもしれませんが、仮に画面上に何かしらのアイコンがあって、それをクリックすると、ポータルサイトのどこかにつながるようであれば、そういうところに情報を載せていくなんていうことが、かなりいわゆる入り口として有効なのではないかなと思っておりますので、何かしらそういうことができないかというのが、探っているというような状況でございます。

【増田構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかに構成員の皆様から御質問、御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、源様、まず、貴重なインプットいただきましたことに御礼申し上げますと同時に、やはりデジタル空間における情報流通の健全性を確保する上で、受信者側、あるいは発信主体となり得る方々のリテラシー向上ということで、これまで安心協様が取り組まれてきた活動は非常に重要であったし、今後ますます重要になってくると思いますので、本検討会の御議論、引き続き注視いただき、また、その中で、安心協として取り組まれるべきだと考えられたことについて、積極的にお取組いただきますよう、私からもお願いを差し上げたいと思います。本日はありがとうございました。

【安心ネットづくり促進協議会（源氏）】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 それでは、続きまして、ヒアリング2件目でございます。本日は鳥取県様から、下田デジタル局長をお招きしております。資料21-1-2によりまして、大変恐縮でございますが、同じく15分程度で御発表いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【鳥取県（下田氏）】 鳥取県庁のデジタル局の下田と申します。このたびは、宍戸座長様をはじめ、検討会の構成員の皆様、総務省の皆様、また、傍聴の皆様、本県のデジタル施策の推進につきまして、日頃、格別な御支援、御指導いただきまして、お礼を申し上げたいと思います。また、本日はこのような本県の取組の発表の機会をいただきましたこと、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本県の取組は実はまだまだ動き始めようとしている段階でございまして、まだ準備の段階でございます。そういう意味で、取組の紹介と言いながら、実績という形ではないところが非常に心苦しいですけども、その辺りも踏まえて聞いていただけたらと思います。また、便宜上、偽・誤情報をフェイク情報というような表現をしておりますことも、事前にお伝えをしておきたいと思います。

簡単に自己紹介でございますが、私は2001年ぐらいにデジタル施策のほうに関わらせていただいて、様々な施策に取り組みながら今現在に至っておりますが、所掌としましては、Society 5.0の関係、DX、これは地域のDXと県庁のDXというのがございます。また、ネットワークですとかセキュリティーですとか、こういったデジタル基盤の関係も所掌してございます。

小さい県でございますが、DXにはかなり力を入れて取り組んできたと思っております。県

序のDXのプラットフォームとして、かなり自分たちで、内製化でいろいろなアプリをつくったりとか、または電子申請ですとか、AIもかなり活用を進めております。音声認識、チャットボット、OCR、また、生成AIについても独自の環境をつくって、昨年8月から一般職員が業務に活用しておりますし、定型業務を自動化するRPAロボット、そういったものも動かしております。

新たな取組としましては、今年は、これまでの常識や慣例、そういったものにとらわれない発想でいろいろなことをやっていこうという取組の一つとして、スマートグラスを活用した業務改革、こういったものをやっていこうと。例えば遠隔での指導ですとか研修、そういったことにもチャレンジしようということで、今、乗り出しております。

また、メタバースを活用した婚活ですとか、これも人口対策といえますか、人口減少対策の一つであります。そういったことをやったり、あるいは、障害者様の作品をデジタル技術で見えていただくような環境、バリアフリーの美術館をつくったりとか、あるいは、AIを活用した婚活マッチング、これまでも247組のカップルが成立しておりますが、そのような取組もいろいろ進めているところでございます。

先ほど申し上げました、生成AIも昨年の2月ぐらいから情報収集をしてまいりました。ちょうど4月ぐらいから全国的にも注目されるようになったかと思いますが、非常に期待をするというところでもあります。一方で、御案内のとおり、漏えいですとか、あるいは、著作権の問題とかいろいろな、そういったところも見えてきた。またフェイク情報、偽・誤情報についても、社会的な問題ということが注目され始めた、のもこの頃かと思っております。

そんな中、鳥取県としましては、こういった生成AIを含む先端技術の活用ですとか、あるいはインターネット社会の急速な進展によって、効率性ですとか利便性、こういったものの向上性は期待するのですが、一方で、民主主義の根幹が揺らぎかねないリスクが高まっているのではないか、そういったような懸念を抱いてございました。

また、例えばフェイク情報の関係でいいますと、誰でも容易に見分けのつかないような画像が作れたり、そういった時代になりましたし、また、それを誰でも発信できるような時代になってまいりました。一方で社会的な混乱ですとか、あるいは民意がゆがめられる、そういったフェイク情報拡大によって、誤った情報が拡散することによって、社会混乱が起きると、民主主義ですとか地方自治、そういったものが揺らぎかねない。そういった問題というのは、自治体にとっても大きなリスクではないか、そういったこともございます。

自治体として、どう向き合うのか、そういった観点から、昨年の9月に立ち上げたのが先

端技術と民主主義のあり方を考える研究会でございました。この研究会には、総務省様の本研究会で座長代理をされていらっしゃる、慶應大学の山本龍彦教授のほか、中央大学の石井教授、また、北九州市立大学の山本準教授とか、そういった9名による構成で、先ほどの懸念といいますか、課題をいろいろ検討をしてみました。

その研究結果は、今年の4月に報告書としてまとめていただいて、「人間主導のデジタル社会へ」という副題をつけてHPで公開をさせていただいています。また、後でも紹介しますが、共通する重要な視点、こういったものを、自治体デジタル倫理原則、10原則を掲げて提言をいただいたところでございます。

その中で、研究会の報告書の中にも記載がございますが、幾つか抜粋をしております。フェイク情報の拡散による社会混乱への対応として、大規模災害ですとか、あるいは大規模感染拡大、こういった不安要素が、社会的不安が広まったときに、こういったことが起きやすいのではないかという中で、議論の中では、地方自治体が保有する情報も、そういったものに基づいて発信するということが重要ではないかとか、あるいは発信した情報が誤ったときに訂正するような、そういった体制も必要ではないかというような御意見もいただきましたし、ここに記載は漏れておりますが、発信する際は、検閲、あるいはファクトチェック、そういったことが行われないように、そういった視点を持つことが重要、そういった御示唆をいただいたところでございます。

これは先ほど申しました10原則でございますが、時間の関係でこれは割愛をさせていただきます。

そういった形で、約60ページにわたる報告書を取りまとめたわけでございますが、我々、研究会の成果を県庁の中に実装させていく、そういったことが非常に重要だと思っております。4月26日に報告書ができましたが、連休明けの5月7日には、早速知事をトップとする庁内組織、自治体デジタル倫理原則推進本部を立ち上げ、併せてそれを牽引する部隊として、2つのワーキングチームを設置いたしました。その中には、フェイク情報の対応のワーキングチームというものも立ち上げをしております。

また、研究会の議論も参考に、実は本年度向けに、当初予算で計上、予算をつけていただいたのが、フェイク情報の対応の実証チームでございます。SNSですとかインターネット等の拡散によって、いろいろな重大な影響が懸念される、そういった中から、そういったフェイク情報のリスクから、県民や地域の安心安全を守るためにチームをつくって、安心情報を発信しようというものであります。

チーム編成は、我々デジタル局、そして、広報部門を担当する所属を中心に、案件に応じて関連する所属をフレキシブルに参画させる、そういったイメージであります。内容は、ソーシャルリスニングツールを使って、SNS上に拡散するワードを収集しながら、県が保有する情報と突合しながら確認していく。また、必要によっては安心情報、注意喚起情報を発信する、そういったことを目指して、9月を目途に今、準備を進めているところでございます。

これも案でございますけど、対象と考えておりますのは、社会的影響が懸念されるような拡散情報であります。逆に拡散していない情報ですとか、あるいは、思想、信条、政治、そういった個人、団体の主張、そういったものは対象にすることは考えてございません。また、基本的なスタンスとしまして、いわゆるファクトチェックは自治体として行うことは考えてございませんし、言論の自由、あとは検閲、こういったものには留意しなければいけない。また、抑圧ですとか弾圧、こういうことは行わない、そういう意味で、そういった取組の中で、誤解を与えないような、そういう取組にしなければいけませんし、発信内容ですとか、あるいは発信表現、こういったものも慎重に検討しなければいけないのではないかと考えてございます。

現在、整理中の課題でございますけども、何分、前例がない取組でございます。今、チームをつくって検討しているところでございますが、我々としましては、まずは検討し、やってみて、問題があればアジャイルに見直しをしながら、実証チーム、実証の取組を、より質の高いものに、対応の質を高めていきたいと考えております。

大事なものは、ここに1から10まで記載をしておりますけども、こういったものを対象とするかですとか、拡散情報が対象といても、どのレベルを線引きするかですとか、様々な運用にしましても、誰がどのように招集し、誰の責任で発信するかですとか、4番目の情報収集するツールですとか、5番目の発信するツール、それをどうするのかとか、あるいは、真偽の確認が必要になった際の対応、我々はこういった情報が来ていますが、我々が持っている情報ではこうですよという形のプラスの情報発信ということがメインになろうかと思っておりますが、真偽について確認するときの対応をどうするのかというところもでてくると思います。7番目は非常に重要だと思いますが、発信するタイミングですとか、あるいは、情報の質、量、そして表現のトーン、こういったものですか、また、間違ったときにどういうふうにかバリーをするか。9番目の、効果はどうだったのか、取組の効果をどういうふうに評価するかとか、あるいは、こういった取組を一過性のものじゃなくて継続していく

際に、こういった形で職員のほうに継承していくか、こういったところも踏まえて今検討をさせていただきます。

今後に向けてでございますけども、今後も国等との連携も考えられるのではないかと考えてございます。例えば、判断に迷ったときの助言とか、そういったこともあるのかもしれませんが。また、新たなルール、国から何かあったときの情報の紹介をいただくとか、あるいは、他団体が始めたときの取組の共有、そういったことも一つあるかもしれません。3番目のソーシャルリスニングツールの活用については、構築、これは恐らくSaaSのサービスになると思うので、こちらの費用はさして軽いとは思いますが、運用の費用というところは、かなり負担になる可能性もございます。そういうところの支援というのもあるのではないかなと思いますし、例えば、新たにこういった業務を担う職員、こういった職員が、この取組の意義ですとか基本的な知識、あるいは留意点、こういったことを学ぶような、例えばですけど、動画とか、そういったものを提供いただく、こういったことも考えられるのではないかなと考えてございます。

まだまだ検討段階のレベルのお話で大変恐縮でございますけども、本当に手探りで今、取組を進めてございます。もしこの取組について、お気づきの点ですとか、あるいは、いろいろな御助言等ございましたら、ぜひお願いしたいと思っております。以上でございます。

【宍戸座長】 下田様、どうも貴重な取組について、御発表いただきありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表につきまして、御質問、御意見があります方は、チャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 曾我部でございます。大変貴重な御報告ありがとうございます。本格的な研究会を立ち上げて、しかもそれを全庁的に実装されようとしているということで大変本格的な取組だとお見受けしまして、お伺いできて大変ありがたいと思えました。

2点、質問なんですけれども、一つは、今回の御報告では、フェイク情報を鳥取県そのものが発信しないということと、あとはフェイク情報対応実証チームの御説明との関係では、一般のSNS上で、鳥取県に関わるフェイク情報が流通している、拡散しているというときに、対応実証チームが対応するというようなことかなと思えました。

その関係で、対応実証チームが対応しようとしている情報というのはこういったものをイメージされているのかということをお聞きしたいのが1点です。12ページの今映って

いるスライドの下のところだと台風シーズンとありますので、災害時のデマのようなものを想定されているということかなと思うんですけども、そのほかに、例えば災害時に限らず、県政に関する、県からすると間違った情報が広がっているとか、そういうものも想定しているのかとか、その他、どういったものを想定されて、このチームを立ち上げようとされているのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点は、先ほど整理したところでいうと、県そのものがフェイク情報を発信しない。それからSNS上で流通しているフェイク情報について、この対応実証チームで対応するという2点だと理解したと申し上げましたが、そのほかにも、この検討会では、実際に広告出稿に関して若干議論がございまして、フェイク情報、今回の御報告でいうところのフェイク情報を掲載しているようなサイト等に広告を出すということによって、間接的にフェイク情報の流通を助長しているのではないかと、そういうことが企業であったり、自治体であったりがしてしまっている側面があるんじゃないかと、そういう問題意識でも議論がされておりました。

その関係で、鳥取県のほうで、広告出稿、デジタル広告の出稿に関して、何らかフェイク情報対策という観点、あるいは広告効果という意味でも、鳥取県さんの広告が妙なサイトに出てしまうということ自体、マイナスだと思いますので、いろいろな面も含めて、鳥取県が出向されるデジタル広告の在り方のようなものも、問題意識としておありであったのかどうかというあたりも含め、お聞かせいただければと思います。

ということで、以上2点よろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】 よろしくお願ひします。

【鳥取県（下田氏）】 ありがとうございます。2点、御質問いただいたと思います。

まず、フェイク情報はこういったものを想定していたかでございますが、まだまだ実は、詳細にこういったものというふうに固まったものはございません。1番目に書いてありますように、どんな社会的影響を対象とするか、例えば人権保障という観点に踏み込むかどうかとか、その辺りはまだまだ検証が必要と思っています。

ただ、きっかけとなったのは大きな災害ですとか、あるいは感染拡大とか、一番大事なのは県民の生命ですとか財産とか、そういった観点というのは第一優先的に、非常に重要だろうと思いますし、あるいは、経済活動とかそういったものもあるかもしれません。どの分野ということを経るのではなくて、かなりアウトプットとしてそれが何につながるかという観点で、恐らく整理していくことになるのではないかと考えてございます。

もう1点、広告出稿について御質問をいただきました。この研究会の中でそういったところまで想定して検討されていたかということでございますが、実はそこまでの検討は、研究会ではしていませんでした。ただ、御指摘のとおり、こういった問題というのは、対策というのは重要だろうと思えますし、我々も今後の取組の中で検討していく必要がある問題ではないかなと思っております。

仮に、それで被害に遭われた方とか、あるいは県のほうで著しい損害とか、そういうようなことが懸念されることがあれば、それも場合によっては正しい情報を、事実はこちらですよということを発信するようなことも考えなければいけないのかもしれないかもしれません。それも含めて、いろいろまた皆様のお知恵ですとか、あるいは御助言、御協力のほうをお願いしたいと思えます。以上でございます。

【宍戸座長】 曾我部先生、よろしいでしょうか。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。ちょっと手短かにコメントさせていただくと、1点目については、なかなか社会的影響が大きいというものだけで判断していくのは難しいので、もう少しガイドライン的なものをつくられるのがいいのかなと思えます。もちろんそういうつもりだとは思いますが、そういうふうに感じました。人権保障という、差別の問題とか同和問題とかもあるかと思うんですが、そこは重要ではありつつ、センシティブですので、また御検討いただければと思います。

2点目のデジタル広告に関しては、恐らく各部署でデジタル広告を発注されているのかと思われまして、もし可能であれば、一元的に全庁的にデジタル広告の発注を把握されて、その効果的な方法になっているのかとか、あるいは、妙なところに配信されないようになっているのかとか、そういった辺りについても把握するような、そういう部署といいますか、機能というのをお考えいただくのがいいかなと思えました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 越前構成員。

【越前構成員】 よろしいでしょうか。越前でございます。自治体における大変先進的な取組で、大変感銘を受けました。どうもありがとうございます。

まさに社会実装といいますか、フェイク情報対策、対応実証チームというところを構成されるということで、非常に重要な取組ではないかと思っております。非常に重要な取組だと思うんですが、14ページにお示ししておるように、課題が非常にまだたくさん残っているような状況かと思えます。9月をめどに活動を開始するというところでございますが、こちら辺の細かいところ、チームの体制とか、これだけ多くの課題があると、いきなり運用と

いうわけではなく、模擬実験とかシミュレーション、それによって手順書をアップデートしながら本格運用というところが現実的じゃないかなと思います。

特に守備範囲とか、あと審議の判定が必要になった際の対応等、かつ注意喚起情報を発信する文言、表現を踏まえて、100%の角度でフェイクということも言いにくいような場合に、どのようなものを使うか等も非常に重要なことだと思っております。かつ、一から、発見してから、情報収集してから注意喚起情報を発信するまでの時間的なタイム、時間的な感覚をどのように設計するか等を含めて、ここら辺の進捗の状況について、お教えいただければと思います。

あとは、チームの体制で常時、人が張りつくような感じなのか、必要に応じて対応していくのかということについて、御教示いただければと思います。以上でございます。

【鳥取県（下田氏）】 ありがとうございます。また、貴重な御示唆をいただきまして、ありがとうございます。

今まだまだこれも具体的にこうですとか、このぐらい進んでいますというところまでのものがなくて申し訳ございません。今のところ、チームは今、広報部門とデジタル部門の関係課で集まって話をしていますけども、恐らく、ある程度形が見えてきたら、知事トップの本部会議でございますので、関係部局、そういったものを巻き込みながら、体制やあるいは運用について議論していきたいと思っております。

もちろんシミュレーションとかそういうこともやっていかなければならないと思いますし、実際にソーシャルリスニングツールを導入して、これでどういった形でアウトプットが出てくるのか、これをどう扱うのか、こういった流れもしっかり検証した上でスタートする必要があるのではないか、慎重に検討した上でやっていく必要があるのではないかなと思っております。

また、そのタイミングにつきましても非常に大変重要だと思っております、7番目に書いてございますが、収集して出すタイミング、それも重要だと思います。これもまた急ぎ過ぎて出してもいけません。このタイミングというのも図りながらなんですが、例えばそうなったときに、3番目に書いていますけども、誰の責任でどういう発信をするかという、こういった体制も関係してくるかなと思っております。

あと、監視といいますか、モニタリングといいたいでしょうか、これをどういう形でやるかということですけども、今、二通り考えてございます。実際、どうなるかはまだ分かりませんが、今、私のほうで考えているのは二通り考えていまして、せっかくソーシャルリスニ

ングツールを導入いたします。これはもともと企業、団体なんかがいろいろな広告媒体を打った時に、どんな効果があったかを測るためのツールということもございますので、例えば広報課、広報部門のほうで、いろいろな広報の効果を見るために日頃活用しながら、そのときに異常値といいますか、一定の閾値を越えた際に連絡体制を取って、チーム編成をその時にやるというのが一つ。

また、もう一つは大規模災害、あるいは、大規模感染拡大とか、こういった有事の際に、そういった事象が発生したといいますか、発生したときにチーム編成をして、アンテナの感度を高くしていく、こういった2つの方法があると考えております。まだ具体的にこうしますと決まったわけではないので、アイデアベースでございますが、そういうことを考えてございます。

以上です。よろしいでしょうか。

【越前構成員】 大変ありがとうございます。大変期待しておりますので、引き続きどうぞ、お取組のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【鳥取県（下田氏）】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、奥村構成員、お願いいたします。

【奥村構成員】 奥村でございます。貴重な取組の御紹介ありがとうございます。とかくこういう取組というのは日本というのは中央集権的になりがちで、それからメディアの形態もとても中央集権的でありますので、ローカルレベルでこのような基盤が整えられていくというのは、非常に貴重なことだと思いますので、どうぞ全国に向けてよいモデルをおつくりになることを切に願っております。

私がお聞きしたいのは2つ、大きくございます。手短かに申し上げたいと思います。

1つは、曾我部先生のお問いかけの更問いのような形になりますけれども、これまでこういう御準備をなさっている中で、特にローカルの情報を使って、少しカウンターの情報を流せば安心安全が届けられたのになというように、とても残念に、横目で見っていたような事例というのがあったりしたんでしょうかということです。

具体的な経験として、このようなことをやりますよとやったりすると、住民の方なんかも非常に分かりやすい取組になると思いますので、そのような御経験をお持ちになるというのは非常に大切なことだと思いますが、何かそういう御記憶、もしくは皆さんが心に刻んでいるような出来事みたいなことがあるんでしたらぜひ御紹介いただきたいと思ったのが1点です。

それから、もう1点は、地元のメディアがいろいろありますが、ニュースメディアと協力をしたり、何か組んだりするようなこと、もしくは頭の体操みたいなことは何かおやりになる、おやりになってきたのか、もしくはこれからおやりになるのかということです。特に情報を収集して、県がこういう情報を持っていますという基盤だけを整えると、その先にメディアが多少実力があればファクトチェックをやってくれるというような形で、複数のところから正しい情報が出ていくというようなことがこれから想定されるわけですし、それからローカルメディアなんかですと、例えば長年、地元の方は誰でも知っているようなラジオの司会者のような、超インフルエンサーや何かがいたりするような場合もありますので、そのような方をうまくお使いになるというようなことは非常に貴重な試みになると思います。その点、どのようにお考えかということをお聞かせいただければと思います。ありがとうございました。

【鳥取県（下田氏）】 ありがとうございます。2点、御質問いただきました。これまでこういった偽・誤情報と申しますか、そういったもので、こうすればよかったんじゃないかみたいな事例があるかという御質問だったと思いますが、よい事例がすぐには思い浮かばなくて申し訳ございません。きっとそういうのはあったのだと思いますが、我々が気づいていなかったのかもしれない。そういう意味で、こういった取組がそういったことの対応の一步にもなればと考えてございます。

それともう1点、メディアとの連携というお話でございますが、一番最後の③のところ少し書いておりますが、プレスリリースとかそういったことも考えてございます。県だけの情報発信、それも重要だろうと思いますが、県のほうからメディアさんを通じてということもあるのではないかなと思っています。

そういう意味で、5番目に書いてございますが、県の公式のサイトですとか、あるいはSNS、それだけで十分なのかということも、メディアさんとの連携も含めて検討してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、最後に、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございました。重要な先進的な取組について御説明をいただきまして、ありがとうございました。この検討会にとっても重要なインプットだったと思います。

私も曾我部先生とか奥村先生のお尋ねと被ってしまうんですけども、やはり具体的にどうされるのかということがお尋ねしたいというところでございます。まだ決まってい

ないということなのかもしれませんが、2点ほど教えていただきたいと思います。

1点目は、1番から5番目ぐらいのところまでなんですけども、情報発信の際に、県の公式サイトで、昨今これこれ、このような情報が流通、拡散しているんだけど、これらは事実でありませんと発表されるというようにイメージをしております。それが正しいかどうかです。これこれ、このような情報が流通している、拡散しているというときの、これこれ、このような情報というのは、ここでいう一番の守備範囲、これをこれから具体的に決めていっていただくんだと思うんですけども、そこに入っていないやいけないわけですが、そういう形で、公式サイトでこれはフェイクだから気をつけてくださいねということをおっしゃろうとしている、そのような理解で正しいかということをお教えいただければと思います。

難しいところなんですけれども、3番の誰がどう抽出するかというところで、それが先ほどおっしゃいました不当な言論の抑制に当たらないというようなことを判断しなければいけない、ここで判断して、こういうものが流通しているけども、これは駄目だと言わなければいけないわけなんですけども、誰が抽出するか、チーム編成をどう招集しというところについて、具体的なお考えがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【鳥取県（下田氏）】 ありがとうございます。これも非常に頭を悩ましているといえますか、非常に重要だし、だからこそこれはしっかり検討した上で進めていきたいと考えてございますが、実際は、ここでこんな情報が拡散していますが、ここは事実ではありませんと打ち消すということは、今のところ考えていなくて、どちらかという、否定をするというよりも、「このような情報もあるようですが、県の情報だとうです」みたいな形で発信することを考えてございます。これもまだ決定はしていないんですけども、否定するかいろいろまたしっかり検討していかないといけないかなと思ってございます。ここは本当に慎重に、7番目に書いていますが、発信する情報のトーンといえますか、表現も含めて、重要な観点だと思います。

それと、3番目に記載をしておりました、誰がどう抽出するかでございますが、ここもまだ決まったものはございません。もちろんこれ、いろいろなSNS、各SNSのチャンネルから情報収集をしようと思っておりますが、なかなか一つというわけにはいけないので、先ほどお話ししたとおり、ソーシャルリスニングツールを活用するわけでございます。そのときに、拡散というところのレベル、どこまでだったら拡散とするのか、2番目に書いておりますけども、この辺りも、機能面もそうでございますけども、しっかり検討しなきゃいけない

かなと思います。

抽出するというのは、当然、地域も特性があると思います。都市部、鳥取県みたいな人口が少ないところを見ると、人口だとかそういったところも考えなきゃいけないかもしれませんが、これはどう抽出するかというのも難しい問題だと思います。

もう一つは、例えば情報収集を機械的に、網をかけるようにする形になろうかと思いますが、そこで漏れているものというものもあることも想定をしておかなければならないと思います。要は、機械任せでいいのか、そういったことも検討しなきゃいけないかなと思っていますし、また、出たものをどう扱うかというのも課題だろうと思っています。

また、チーム編成をどう招集するか、これは、先ほど言いましたように、デジタル部門と広報部門のほうで、コアなチームをつくりますので、この中でリーダーを決めて、状況を見ながら関係部局、その事案に関係する部局の担当、しかるべき者を招集して、それでチームをつくっていくと。そうしていると、ひょっとしたら、またいろいろな分野というのが出てくるかもしれません。そうすれば、またその分野の人も参加し、そういう形で、結構これはフレキシブルに対応する必要があると思っています。要はかちっと部局を決めるのではなく、案件案件に応じて、状況に合わせてチームをフレキシブルに対応していく、そういったイメージを考えてございます。

お答えになったかどうかは分かりませんが、以上でございます。

【森構成員】 分かりました。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは、時間の関係で、下田様とのディスカッションはここまでとさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【鳥取県（下田氏）】 ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

【宍戸座長】 よろしく申し上げます。

それでは、お待たせいたしました。ヒアリング、3番目となります。一般社団法人日本民間放送連盟様に本日おいでいただいております。山田様、本橋様から資料21-1-3によりまして、同じく15分で御発表をお願いいたします。

【日本民間放送連盟（山田氏）】 私は民放連でデジタル戦略特別部会の副部会長を務めております、日本テレビの山田と申します。本日は発言の機会をいただきありがとうございます。

まず、最初に、この検討会が精力的に検討を進め、プラットフォーム事業者が果たしてい

る役割の大きさと、それゆえ抱えている多くの課題を明らかにされていることに敬意を表します。デジタル空間における情報流通の健全性は、今後の社会のありようを考えるに当たって大切なテーマと私たち民間放送も考えております。

さて、本検討会では、民間放送は新聞、NHKとともに、伝統メディアとして整理をされています。伝統メディアは、裏づけを取った正確な情報を日々発信することを通じて、情報空間の健全性を維持するために、大変重要な役割を果たしていると考えています。私ども民間放送も放送法や電波法に基づいて、国民共有財産である電波を使う免許を受けて、日々使命感を持って放送を続けています。

ただし、こうした側面については、3月の会合で日本新聞協会とNHKがそれぞれに御報告されており、目指す方向性や果たしている役割に大きな違いはありません。今日は4月以降の検討会で議論となっている広告のエコシステム、ひいてはビジネスの側面に重点を置いてお話しします。

民放から見たデジタル空間の情報流通に関する課題です。インターネット広告には多くの課題があります。民間放送は、広告費を主たる財源として事業を営んでおります。近年はインターネット広告費がテレビ広告費を上回っておりますが、これはメディア接触の変化を踏まえたもので、まずは謙虚に我々も受け止めなければと思っています。

しかしながら、インターネット広告費の内実を見てみますと、アド Fraud やビューアビリティ、ブランドセーフティなど多くの課題を抱えています。こうした課題については、広告関係団体の皆様も本検討会において、既に指摘をされています。最近では、SNS上で著名人や有名企業の名前や写真を無断で利用した投資詐欺広告が増え、被害者が出ていることが深刻な社会問題になっています。広告は煩わしいもの、不要なものという感覚が人々に広がることを大変危惧しております。

こうした課題に加えて、本日は私どもが直接的に被害を被っている違法アップロードの問題を指摘します。一口にUGCと言いますが、その中には、真にユーザーが創造したものではなく、民放をはじめとするプロの制作者が制作したコンテンツを不正にアップロードしたものが含まれています。

今年2月6日に開催された文化庁の審議会では、この問題に詳しい中島博之弁護士が、「YouTube上で現在放送中のテレビ番組が違法にミラーリング配信され、公式の放送のすぐ下に表示されているような事例があり、TVerでの同時配信の取組を台無しにするような実態が起きている」と発言しています。

出演者、原作者、脚本家、作詞家、作曲家、そして我々制作者など、非常に多くの方の協力を得て民放がつくり上げたコンテンツが、プラットフォーム事業者が提供するSNSなどの上に、違法にアップロードされてあふれかえています。

不正アップロードの全貌を把握することは極めて困難で、これは氷山の一角ですが、資料でお示ししているとおり、在京キー局がプラットフォームなどに削除を要請した数は、この1年間でおよそ39万件以上です。NHKがローカル局と一緒に取組で要請した数を加えますと、総数は48万件を超えます。私どもが被っている被害は、経済的な被害は計り知れないものがあると考えております。

資料にありますように、不正アップロードされた作品に対しても広告が付与されています。その収益は、不法アップローダーとプラットフォーム事業者に入ることになります。具体的に広告主の名前が独り歩きするといけないので、この資料は構成員限りでお願いしますが、御覧のように、違法アップロードコンテンツに大手広告主の広告が表示されていることが多々あります。

私ども民放は広告主企業から受け取った広告費を制作に関わる多くの関係者へ還元することを通して、優れたコンテンツが制作される環境を維持しています。不正、それから不法な振る舞いによって、日本のコンテンツ制作のエコシステムが大きく毀損されようとしていると考えます。

生成AIの普及によって広がりを見せている、民放コンテンツの改ざん問題についても触れておきたいと思います。昨年11月に、日本テレビのニュースを改ざんし、岸田総理が話してもいないことを語ったような動画が出回りました。資料でお示したとおり、最近では、投資詐欺広告にテレビ番組の画像が使われることが多くあります。これは、例えば日本テレビ以外にも、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、少し検索しただけでも御覧のように画像が見つかりました。こうした違法行為によって重大な被害を受けるのは、まず、日々インターネットを使用しているユーザーの皆さんです。このように、明らかな不法行為を含む、多く課題を抱えているインターネット広告費に圧迫される形で、テレビ、ラジオの収入が減少し、民間放送が公共的使命を果たす経済的な基盤が脅かされている面があります。まさに悪貨が良貨を駆逐する状況とも言えるのではないのでしょうか。

次に、デジタル空間での民放の取組についてお話しします。デジタル空間でも、民間放送は健全な娯楽を提供しております。

まずは、私たちの本業である放送についてですが、テレビ、ラジオという非常に多くの人

たちに同時に情報を伝えられるメディアが、デジタル空間とは一線を画した形で存在していることは、本検討会の構成員が提唱されているインフォメーションヘルスを保つためにも重要な役割を果たしています。本検討会のスコープの外になるかもしれませんが、今後の議論において御留意いただければと思います。

民放はデジタル空間においても、積極的な情報発信に努めております。報道の側面では、多くの民放局がそれぞれのネットワーク単位のニュースサイトや独自アプリを展開するとともに、ヤフーやLINEニュースなど、人々の情報入手のツールとなっているプラットフォームに対してもニュースを提供しています。

これはTBSテレビのNEWS DIG、右側はテレビ東京です。また、ローカルテレビ局でも半数以上の社がニュース等を含む地域情報を展開する独自アプリをスマートフォンなどに向けて展開しています。

民放テレビが共同で運用しているTVerは、普段はエンターテインメントが中心ですが、能登半島地震のときには、5系列の緊急報道特番のリアルタイム配信を目立つ位置に置きました。人々の生命や財産に関わる重要な情報と考えたからです。

「広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない」と民放連の放送基準にうたわれています。その精神は、民放が運営するTVerも踏襲しております。TVerでは、基本的に放送と同水準のチェックをした上で広告を配信しており、問題のある広告は流れていないと考えております。

具体的には、広告主がどのような企業や団体であるかをチェックする、いわゆる業態審査、それから全ての素材に問題がないかをチェックする素材考査を行っております。視聴者に不利益を与える誇大広告や優良誤認がないかどうか、不適切な表現がないかどうかを人の目でチェックしてから配信する作業を続けております。

安心して広告を出稿できるデジタルメディアであることを、広告主の皆様にも少しずつ御理解をいただき、TVerを含むテレビ由来の動画広告費の規模は、昨年、443億円にまで成長しました。ただし、3兆3,000億円というインターネット広告費に占める割合はまだまだ僅か2%あまりにすぎません。

続いて、プラットフォーム事業者への要望です。4月19日の本検討会で、宍戸座長が、言論ないし意見情報の市場と、デジタル空間における経済的なエコシステム、事業者、プレーヤーが持っているインセンティブの構造の掛け合わせにより、様々な問題が起きている。これをどう、正のスパイラルの方向に持っていくかと発言されました。私ども民間放送とし

でも、デジタル空間の健全性を高めるためには、それを支える経済的なエコシステムの改善が不可欠だと考えています。

こうした観点から、プラットフォーム事業者に要望したいことを幾つか申し上げます。まずは違法フォローアップロードの削除や抑止です。アップロードを効果的に削除したり、抑止していただきたいと思います。民放各局は、違法にアップロードされたコンテンツを発見した場合には、それを掲載しているプラットフォーマーに削除を要請します。削除要請には、自分たちが当該コンテンツの権利を保有していることを証明するなど、大変な労力がかかっています。より効果的で、効率的に削除できる環境を整えていただきたいと思います。

そもそも、ユーザーが違法なアップロードやその利用を行わないように、プラットフォーマー自身が積極的な啓発キャンペーンを展開してほしいと考えています。違法アップロードは海外を経由しており、なかなか対応が難しいことも経験しています。

第2に、情報流通を担う責任ある立場として、プラットフォーム事業者には、透明性の確保に一層の取組をお願いしたいと思います。例えば、権利侵害コンテンツ、偽・誤情報やディープフェイクがどの程度あるかについての情報を開示してほしいと思います。全部の数を把握することは不可能でも、サンプリングの調査の結果であれば可能ではないかと考えております。本検討会で議論されている▽コンテンツモデレーションやレコメンドシステムのアルゴリズムの公開も進めるべきではないか、▽偽・誤情報の掲載や拡散を未然に防ぐ措置や、掲載されたら速やかに削除する措置を取り、公開すべきではないか——といった意見には我々も賛同いたします。ユーザーの判断の一助となるように、オリジネータープロフィールやC2PAなどの来歴情報の技術も積極的に御対応いただきたいと考えています。

第3に、広告取引に関する基準の公表です。広告取引に関しては、プラットフォーマーはそこから直接の収益を上げている以上、より重い責任を負っていると考えます。日本アドバタイザーズ協会は、先日発表した緊急提言で、アドバタイザーが安心して広告を掲出するために、自社サイトのコンテンツや取り扱う広告及び広告掲載先のメディアの品質管理に責任を果たすべきであると指摘しておりました。もっともなことだと思います。広告業界や、広告産業や広告行為に対する信頼感やイメージを毀損しないように、広告に関する審査やデモンストレーションの基準を整備して公表してほしいと考えております。

民間放送は表現の自由と民主主義を守るために、自主自律で様々な取組を行い、コストをかけて経験を積んでまいりました。取材、報道や広告審査は、テクノロジーを利用しつつも、基本的には人の目や手を使って行っております。今日は時間の関係で詳細の説明をいたし

ませんが、法的に義務づけられた番組審議会や番組基準という仕組み、また、放送界全体で自主的に設立したBPOなど、視聴者からのフィードバックを踏まえて、番組を向上させていく体制を整えております。

地域の小中学校へ出前授業の実施など、それぞれの民放局が青少年のメディアリテラシーの向上に寄与する活動も積極的に行っております。その中にはネット空間のリテラシーにポイントを置いたものもあります。

表現や内容の規制に関しては、民間放送は原則として慎重であるべき立場です。プラットフォーム事業者への規制は、それを利用するユーザーにも影響があると考えからです。ただし、明らかに違法な事例に関しましては、国や行政機関が適切に対応措置を取ることを望みます。

表現の自由を侵さない前提で、プラットフォーム事業者に一定のルール策定と、それを実行する制度が必要であると考えています。今国会で成立した情報流通プラットフォーム対処法は、誹謗中傷に関して、プラットフォーム事業者などに対応の迅速化と運用状況の透明化を、罰則つきで義務づけております。インターネット上の権利侵害や偽・誤情報を考える上でも参考になる法改正だと思います。

民間放送は、健全な言論空間と民主主義の意義、発展に貢献するために、必要に応じてプラットフォーム事業者、そして広告主、視聴者、リスナーの皆様、そして国や行政機関と対話を重ねてまいりたいと思います。

報告は以上でございます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの御発表につきまして、御意見、御質問のある方はチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思います。まず、曾我部構成員、お願いいたします。

【曾我部構成員】 曾我部でございます。度々申し訳ありません。民放連の皆様には大変包括的な御説明頂きまして、本当に勉強になりました。私から1点といいますか、2点といいますか、民放事業者御自身の取組というか、そういったあたりについてお伺いしたいんですけども、御発表の中で大手広告主の広告が違法サイトといいますか、著作権侵害の動画にもついているというような御指摘がありましたが、これは、広告主自身のブランドセーフティーとの関係で問題であるとともに、今日御発表いただいたように、民放事業者さんにとっても問題な事象だと思われま。

そうしますと、テレビ局、あるいは放送局のほうから広告主のほうに注意喚起といいます

か、話を持っていくというようなことがされているのかどうか、あるいは可能なのかどうかということが1点です。

もう一つ、広告、ブランドセーフティーであったり、アドフラウドとの関係でいうと、J I C D A Qという団体がございまして、様々な取組をされているわけですが、こちらの登録事業者として登録されている放送局は非常に限られております。具体的に申しますと、在京キー局のみであるわけですが、これはもう少し、これは全ての局が入ることでもないかと思うんですが、在京キー局以外にも一定規模の民放局というのはあるかと思しますので、そういったところもJ I C D A Q受諾登録事業者になっていただくかそういった動きというのはあるのでしょうかということをお伺いしたいと思っております。以上です。

【日本民間放送連盟（山田氏）】 御質問ありがとうございます。

まず、違法サイトについては、事業者に対して違法に掲載している自分たちのコンテンツを削除してほしいと要請しますが、広告がどのようなアルゴリズムで出るか分かりません。いつも同じ広告が出ているわけでもないの、これは広告主の方にご指摘することはありません。

J I C D A Qに関しては、各社個別の自主自律的な判断をしておりますので、各社に強制するとか、勧めることは、今のところは考えていません。

【曾我部構成員】 この検討会でも、広告の健全性に関しては、事業者の意識がなかなか高まっていかないという課題が指摘されておまして、民放連さん、今日御報告いただいたように大変意識が高いというようにお見受けしましたので、それを起点に、広告主の企業さんと問題意識を共有するであるとか、あるいは加盟社さんに、もう少し意識を高めていただくとか、そういった取組があると非常に喜ばしい、よいのではないかと思いたしましたので、コメントさせていただきました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、奥村構成員、お願いいたします。

【奥村構成員】 御発表ありがとうございます。広告を安全に届けるお取組とか、映像を無断使用される被害者という側面が非常に深刻であるという面は非常によく分かりました。ありがとうございました。

ただ、私の質問は、報道機関でもありますので、別のステークホルダーとして、デバンキングとかファクトチェックに何らかの形でお関わりになる意向は今後ないのかという可能性などについて、検討状況についてもお伺いしたいと思っております。やはりそういう民放

のコンテンツが違法な広告や何かに使われるようなことに対して、もちろんOPや何かを待つという方策もあるわけですが、今一番効果的なのは多分、オリジナルの映像を各局さんが示されて間違いをすぐ訂正されることだったりするわけです。それが一番強力なデバンキングだったりファクトチェックになったりするというような側面もあります。

それから、例えば、山田さんがいらっしゃる日本テレビは、例えばファクトチェックをエンタメ的に取り上げた番組づくりに積極的に取り組んでいらっしゃるというような試みもある中で、そのような試みを民放連全体に何か増やしていくとか、横の連携を深めていくとかというような発想みたいなものは、民放連の中で何か議論されているのでしょうか。将来、何かしなければならないという認識ぐらいは何か共有されているのかどうかということです。NHKと匹敵する実力は、民放1局とか1系列では持ちようがないわけですが、例えばコラボしたり共通の機能を持つことによって、何らかの実力を持つというようなことは将来とても期待されている側面だと思いますので、その辺りどのように御検討なさっているかお聞かせ願えれば幸いです。ありがとうございました。

【日本民間放送連盟（山田氏）】 弊社ではファクトチェック関連番組を制作しています。各社で共通しての取り組みは、今のところはまだ検討はされていないのが正直なところで

す。もう少し大きなテーマで、オリンピックですとか、そういうときに横で何か一緒にやろうということは過去にあります。普段は一緒に戦う仲間であると同時に、ライバルである会社でもありますので、各社で取り組むのが基本的な考え方なのかと、個人的には今、聞いていて思いました。

ただし、大事なテーマですし、争うことでもないのに、今、奥村先生がおっしゃったことは大変参考になるなと思ってお伺いしておりました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 御発表ありがとうございました。民放連さんの各種の取組などは、インフォメーションヘルスなどの観点からも非常に重要だというのが、今日の御発表で改めて実感をいたしました。

私からはプラットフォームとある種の連携というか協力というか、そういう部分が必要に今後、ますますなってくるだろうと思っています。特にプラットフォームがある種、信頼できるコンテンツなどをプロビデンスするというのは、ある意味、ディスインフォメーション対策においても重要になってくると思うわけですが、プラットフォーム自体はコ

コンテンツを自分たちでやっぱりつけれないわけなので、そういう信頼できるコンテンツがデジタル空間に、プラットフォーム上に流されているというようなことが重要になってくるかと思います。

民放連さんも、TV e rも含めて、デジタル空間に民放各社のコンテンツが流れるようになってきてはいるとは思いますが、今後より一層、そういうデジタル空間にコンテンツを流していくというような取組が重要なと思うのですが、何かこの点に関して今後を民放連として、加盟各社と連携してやっていこうというような試みがあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【日本民間放送連盟（山田氏）】 民放連加盟社は200社以上ありますが、自主自律的に活動を続けておりますので、何か一緒になることは、今のところは考えにくいですが、ただ、今水谷先生おっしゃったように、プラットフォーマーと協力して、さまざまなことを対策していくことは必要なことと考えています。

【宋戸座長】 ありがとうございます。よろしいですか。

ありがとうございます。民放連様から非常に貴重な御発表、それから質疑も民放連様御自身にとっても意味のある質疑応答であったことを私としても願っております。本当にどうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきたいと思います。ワーキンググループの検討状況でございます。ワーキンググループは、本親会と合わせますと、24回の会合をこの間、精力的に実施していただいておりますが、その検討状況につきまして、山本座長代理、それから事務局より御説明いただければと思います。資料2-1-4でございます。

【山本（龍）構成員】 よろしくお願いたします。本ワーキンググループの主査を務めております、慶應大学の山本でございます。本日は、現在までの検討状況について短い時間ですけれども、御報告させていただきます。

まず、私から議論の進め方、議論を進める上で採用しました分類法ですとか、特に留意したポイントなどについてお話をさせていただきます。詳細について、事務局より御報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

今の資料ですけれども、こちらを御覧いただきまして、情報流通の健全性に関する課題ですとか論点というのは多岐にわたるわけなんですけど、本WGでは、資料のようにまず、1、情報流通の健全性をめぐる課題一般と、2、その中でも特に広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題に整理いたしました。

もちろん両者は、親会でも課題として認識されておりました、アテンションエコノミーというプラットフォームのビジネスモデルによって密接に結びついているわけですが、議論の便宜上、このビジネスモデルそのものの問題、すなわち広告エコシステムの問題、これが2になりますが、それとほかの要因とも関連しながら生じる個別具体的な事象、その代表が偽・誤情報ということになりますが、これの具体的な対応、1になりますけれども、この両者を差し当たり区別したわけでございます。

それから、資料1ページの小分類というところを御覧いただければと思いますが、今お話しをした大分類をさらに整理し、1についてからAからD、2についてからAからDにそれぞれ区別をし、順次、検討を進めてまいりました。

本日は、構成員の間で特に異論が出なかったところを、次の資料、次のページからですが、特に異論が出なかったところをこれまでの検討状況として、緑色の網かけで整理をし、そして、さらに突き詰めた検討、議論が必要だと思われる論点をオレンジの網かけ部分ですが、引き続き検討が必要な論点として整理しております。

それから、議論の中で特に留意した部分を挙げさせていただきますと、例えば1-Cに関連して、プラットフォームが対応を検討すべき偽・誤情報とは一体何かと。ここは表現の自由との関係で慎重な検討が必要なところでして、構成員の間では取るべき対策、これもモデレーションといっても削除から表示順位を下げるとか、警告表示とか、様々なモデレーションがあるわけで、強弱があるわけですが、そういったモデレーションの強弱と比例的な概念整理が必要なのではないかといったような活発な議論がなされました。また、例えば法令に違反する偽・誤情報、いわゆる違法情報につきまして、どのような迅速化、透明化の規律が必要なのかという点についても活発に議論されました。

情プラ法の対象であります権利侵害情報については、具体の被害者が既に存在し、その被害者からの削除要請等が対応の起点となるために、乱用の危険性がある程度は低いのに対して、違法情報や違法コンテンツについては、いまだ具体の被害者が存在するわけではなく、特に行政、政府からの削除要請等を認める場合には、政府による制度の濫用というものも考えられると。生命、身体等に被害を与え得る有害な違法情報等については、迅速な対応が必要でありつつも、一方で、権利侵害情報の場合と比べて乱用リスクが大きく、表現の自由を不当に侵害する可能性も無視できないということでございます。両者のバランスをいかに図るべきかということも、WGでは多様な視点から真摯に御議論いただいていると思っております。

同様のジレンマは、2の違法、不当な広告の対応についても存在いたしまして、これについても活発な御議論いただきました。広告につきましては、近時、成り済まし広告の問題が表出するなど、その対応が急がれるところ、WGでも、広告の事前審査基準の策定、公表や、広告審査体制の整備透明化などの在り方も議論されたわけでございます。ただ、まだ広告審査体制の実態が分かっていないところもあり、各社の個々の取組の自律性を認めつつ、いかに実効性のある枠組みを講じられるかということは引き続き、検討が必要であると整理されております。

2-Dと関連して、リコメンダーシステムやターゲティングの主なパラメーター等の透明性やリコメンダーシステム等に対する主体性、ユーザーの主体性の確保、また、児童など、脆弱なもののプロファイリングに基づくターゲティングについては、一定の規律が必要なのではないかという共通認識を得られたものと考えておりますが、なお実態を踏まえた実効性のある取組をどこまで制度的に担保すべきかについては、引き続き検討が必要とされています。

最後に、例えば1-B、1-Dなどに関連してですが、権利侵害情報にも、そして法令に違反する違法情報にも直ちには当たらないような有害情報をいかに取り扱うかという問題については、特に各プラットフォーム事業者のサービス形態に応じた自律的で創意工夫のある柔軟な対応を認めつつ、いかにそうした自律的な取組を評価し、促進できるかといった協働規制の枠組み、ステークホルダーの連携、協力の在り方などが積極的に議論されたところでございます。

いずれにせよ、現在の情報空間の課題を克服する必要性と政府、国家の過剰介入をいかに抑止し、表現の自由を確保する必要性があるのかという必要性の双方をにらみながら、適切なバランスをいかに確保するかという視点を常に忘れずに議論してまいったと思っております。今後も様々なステークホルダーの御意見を踏まえつつ、そのような視点に立脚して議論してまいる所存でございます。詳細につきましては、これから事務局より御説明をさせていただきます。

私からは以上です。

【上原補佐】 事務局でございます。検討状況を詳細ということですがけれども、時間もございますので、詳細は資料をお読みいただければと存じますけれども、ごく簡単にかいつまんで、今、山本座長代理から説明いただいたところ以外のところを中心に説明させていただこうと思います。

例えばですけれども、順に申し上げますと、まず、1-Aで言いますと災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方といたしまして、情報伝送プラットフォームによる災害発生時等に備えた対応の在り方といったところを議論いただいております。例えば情報伝送プラットフォームにおいて、平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応することを検討することが適当とされた一方で、表現の自由に対する過度の制約を避ける観点から、どういった場合に災害発生時等に該当するのか、その要件や地域、周期を誰がどのような手続で決定するのかについては、明確に定める必要があるといった御意見をいただいております。

あるいは、11ページ、マルチステークホルダーによる連携、協力の在り方ということで、マルチステークホルダーによる連携、協力の目的については、特に特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議、決定に関しては、影響を受けるマルチステークホルダーが参加する場において、透明性を伴う形で、例えば、健全性確保に向けた取組等に関する協議であるとか、ガイドラインや行動規範の策定、推進といった目的での連携、協力を検討することが適当とされております。

一方で、15ページ、そういった特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議、決定については、政府による大枠の制度設計の下、政府以外のステークホルダーが一時的にいない協議、決定への違反、その他の機能不全が生じた場合に、補完的に政府が関与する、段階的、多層的な形を基本とすることが適当と、そういう意見をいただいております。

また、1-Cの偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方、こちら偽・誤情報の定義範囲というところについて、先ほど山本座長代理より詳しく議論状況を説明いただきましたけれども、特に内容面につきましては、例えば、そういった偽・誤情報に対して情報伝送プラットフォームが実施するコンテンツモデレーションとしては、25ページの表に挙げたようにいろいろなものがあるという中で、これらについて、例えば透明性確保であったり、迅速化であったり、情報伝送プラットフォームによる実施を促進等する方策もいろいろと考えられるといったところを記載させていただいたのが27ページとなります。

特にコンテンツモデレーションの実施を促進等するという場合に、いかなる契機において、コンテンツモデレーションの実施を図っていくべきなのかといった部分についても特に議論いただいたところでして、先ほど山本座長代理よりもあったとおり、いわゆる権利侵害情報、他人の権利を侵害するような違法な偽・誤情報であれば、自己の権利を侵害されたとする被害者からの申出要請を契機として、コンテンツモデレーションを実施するという

ことが適当な部分がある一方で、行政法規に抵触するような偽・誤情報の場合に、行政機関がコンテンツモデレーションの申出要請を行うという可能性もあるところ、行政機関による恣意的な申出要請を防止し、透明性アカウントビリティーを確保するとともに、過度な申出要請に対して、発信者や情報伝送プラットフォームを救済するためには、例えば申出要請に関する手続を事前に策定、公表する、その事後救済手段も含めて公表するであるとか、あるいはコンテンツモデレーションを実施した状況を事後的に公表する、また、実施した情報伝送プラットフォームにおいて、発信者に対して、どこの行政機関から申出があったのかといった部分の情報を通知すると、そういった手段を考えていくことが適当であるとされたところでございます。

それから、37ページは先ほどもお話がありましたけれども、こちらはコンテンツモデレーションに限らず、サービスアーキテクチャの変更、利用規約の変更、レコメンデーション機能の変更と、様々な措置を通じて、情報伝送プラットフォームにおいて、将来にわたる社会的影響の評価、軽減を検討することも適当であるといった御意見をいただいたところでございます。

それから、47ページ以降は広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題への対応の在り方に関する御検討状況となりますけれども、49ページ、例えばですけれども、いわゆる成り済まし型の偽広告など、違法、不当な広告への対応について御検討いただいております、違法、不当な広告の範囲であったり、55ページは、広告の流通前の事前審査の在り方、57ページ以降は、逆に流通後の事後的な掲載停止措置の促進方策、こういったところを検討いただいております。

64ページは、逆にきちんとした広告主による質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた取組の促進方策についても議論いただいております、例えば、本日、曾我部構成員からも言及ありましたけれども、広告主企業やその経営陣による主体的な取組を促進するための方策として求められる取組に関するガイドライン、ガイドブック等を策定、公表するであるとか、また、鳥取県様からも御発表ありましたけれども、政府や自治体が広告主となる場合におけるガバナンス体制構築の在り方などについても御意見をいただいております。

あるいは、その前提として67ページ、広告仲介プラットフォームにおいても、メディア審査や事後的な広告配信停止措置に関する透明性の向上など、広告主の取組を支える情報提供等をしっかりと検討する必要があるのではないかといった御意見もいただいております。

す。

最後、74ページや79ページでは、コンテンツのレコメンデーションや広告のターゲティングに伴うリスクへの対応の在り方としまして、例えば主なパラメーターに関する情報を公表するとか、セグメントごとの閲覧回数を含めて過去に掲載した広告に関する情報をデータベース化して公開するとか、個人の脆弱な特性、状況をプロファイリングした結果に基づくレコメンデーションターゲティングは一定制限するであるとか、そういった方策が考えられるといった御意見をいただいております。

駆け足となりますけれども、事務局からの報告は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ワーキンググループにおきまして、非常に包括的に、かつ表現の自由の保障にも配慮しながら、現在の情報空間における流通の健全性についての課題を緻密にご検討いただいていると私も本日、お話を伺って改めて感じたところでございますけれども、引き続きワーキンググループにおいて議論を詰めていただく上で、ワーキンググループの構成員である方もそうですし、そうでない親会だけのメンバーである方からも、御指摘をいただければと思います。

それでは、まず、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。ワーキンググループの議論も適切におまとめいただいたと思っています。補足させていただきますけれども、補足といいますか、私の専ら個人的な意見なんですけど、19ページ、こちらが対応を検討すべき偽・誤情報の定義範囲ということなんですけれども、これはコンテンツモデレーションを前提とした、前の18ページに目次がありまして、ここはコンテンツモデレーションを前提にした議論として19ページがあるということです。広告はセクションがまた変わっていて、47ページ以降ということなんです。

そういう前提でお話をさせていただきますと、先ほどの19ページなんですけど、そうしますと、私はコンテンツモデレーションの対象になる情報というのはもう少し狭くて、生命、身体、財産について明白な危険をもたらすものがオープンスペースでの言論として、コンテンツモデレーションの対象となるべき、これらについてコンテンツモデレーションの対応をお考えくださいと、政府として言っているものなのではないかと思っています。

私もケンブリッジアナリティカのことをとかといつも言っていて、ここに出てくる

社会的影響とか客観的な有害性とかというのはどうなんだと。民主主義とか安全保障に対して危険を与えるものというのはどうなんだ、それを心配してるんじゃないのか？といわれそうなのですが、これはこっちの話じゃなくて広告のお話、先ほど御紹介のありました、脆弱性をプロファイリングして、それに焦点を当てて、そういう人にターゲットを絞ってクロードで出されるメッセージについての対応、それは、そういったプロファイリングをやめてもらうということでもいいと思いますし、ある種のターゲティング広告の出し方の問題としての対応でもいいと思いますけれども、そちらの議論にすべきなんじゃないかと思うんです。どうしてかと言いますと、コンテンツモデレーションの対応、つまり、今オープンスペースに上がってくる投稿等について、仮にそんなことを言って、例えば、どうでしょう、65歳以上の人は公民権を停止したほうがいいのか、あるいは、これこれの国の人たちは犯罪者予備軍だからみんな強制送還しろとか、こいつ大丈夫なのかみたいなことを仮に言っていたとしても、それはコンテンツモデレーションの対象かという感じはいたしまして、そこは過激な議論であっても、オープンスペースでやっている分にはいいのかなと。逆に言うと、オープンスペースでなされながら、かつ、民主主義とか安全保障について危険のあるものというのは一体何なのかなという気もいたします。

他方で、プロファイリングに基づいた脆弱性を前提とするメッセージとして送られる場合には、中身的には大したことはなくても、内容的には大したことはなくても、それが脆弱性のある人の不安をかき立てたり、脆弱性のある人の怒りをかき立てたりして、社会の分断につながる、あるいは、一定の政治行動につながるということになって、それが民主主義とか安全保障に対する危険をもたらすこととなりますので、私としましては、こちらのコンテンツモデレーションの対象はある程度絞った上で、後半のメッセージやレコメンデーション、個別の人たちの脆弱性に基づいて送信される情報、こちらは中身の問題じゃなくて送信のされ方、配信のされ方の問題だと思いますので、そういうディメンションを分けた対応をしていくのがいいのではないかと考えております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。後藤構成員。

【後藤構成員】 ありがとうございます。まず、ワーキンググループの先生方に本当に敬意を表します。100ページ近いスライドには、まだまだ私の理解が追いついていないものですから、これからしっかり勉強したいと思っています。本当にありがとうございますというのが、まず、お礼が一つです。

今後、まだまだこれからの議論かもしれませんが、もし始まっているようでしたら教えて

いただきたい点が、時間軸の変化の問題です。ファクトチェックの議論でもありましたが、例えば、あるルールが決まっていたとしても、ルールに沿って瞬時に判断がつききれない状況はたくさんあると思います。後になってから真偽が分かるというような状況がたくさんあると思います。

そういうときに、一つの例としては、緊急措置のような形で、社会的リスクはあるかもしれないけど、想定される別のリスクが大きいときは緊急的な措置を行う必要があるのではないかなというような議論はありますでしょうか。それから、ファクトチェックの議論はこれからかもしれませんけれど、ファクトがその場では分からず、科学技術的な研究によって、後になってから真実が分かってくる事柄、ひょっとしたら何年後かもしれない。そういうものもあるわけで、そういう時間軸の方向で変化し得るものに関して、何か取組の考え方なり、議論が出ているようでしたら少し教えていただければなと思ったところでございます。以上です。

【宍戸座長】 御質問ですので、山本座長代理ないし事務局、いかがでしょうか。

【山本（龍）構成員】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。今後、まだこれは検討の途中ということですので、今の御指摘を踏まえて検討していきたいと思えます。

少しだけ触れさせていただきますと、論点1のもう少し前かな。今のところ、少し前の定義のところ、偽・誤情報の定義のところ、論点1、そこの最初のここです。我々、真ん中よりちょっと下のあたりですけれども、有害性ですとか社会的影響の重大性ということを加味して、対応というものも、対応にもグラデーションがあるのではないかと考えておるわけです。先ほど先生がおっしゃっていただいたような、例えば緊急性ですとか、そういうものがあつたら、それは相応の対応ということになってくるでしょうし、そして、それについて何か問題だと、例えばモデレーション自体が誤りだということになったら、それに対する異議申立てのような手続、こういったようなことで、事後にしっかり検討できる、そういう手続についても議論をしておりますし、今後、その辺りも議論していきたいなと思っております。

事務局から何か補足するところございますでしょうか。

【上原補佐】 事務局でございますけれども、特に補足するところはございませんで、今、座長代理がおっしゃったとおりかと思っております。ありがとうございます。

【山本（龍）構成員】 御指摘本当にありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この後、越前構成員、奥村構成員、クロサカ構成員から手が挙がっておりますので、ひとまず、そこまでとさせていただきたいと思います。越前構成員、お願いします。

【越前構成員】 越前でございます。ワーキンググループの皆様の本当大変な御尽力に感謝申し上げます。これかなり重要な資料だと認識しております。

私からかなりテクニカルな御質問でございます。32ページでございますコンテンツモデレーションに関する透明性アカウントビリティーの確保というところでございます。非常に、上の緑の枠の中の②の2つ目のポツなんですが、ここについてのコメントと御質問になるかと思いますが、させていただければと思います。

これはAI等の自動的手段を利用する場合における当該手段における情報、例えば実効性やエラー率などを公表するとございます。これは非常にユーザーにとっては重要な情報だと思います。しかしながら、エラー率の精度等を含めた情報というのは、かなりセンシティブだと考えておまして、これは我々、真贋判定のシステムを社会実装した経緯からも申し上げることができるんですけども、エラー率というのは評価するデータセット、どのような評価をする、こういったデータがあるんですが、それによって、かなりエラー率というのは大きく変わってくるわけです。

そうしますと、データセットのつくり方によって、非常にエラーが少ない状態もなるし、非常にエラーが高い状態になってくるわけです。これが、さらに現実を反映しているかというのとはもっと難しい問題になりまして、かつ時間軸において対象、トレンドが変わってくるので、実情に合わせたデータセットの更新が必要になってくる、かつ、そうやったとしても現実をちゃんと反映できているのかと。エラー率を公表するという事は共通化された、そういったデータセットも構築しなきゃいけないということで、かなりコストがかかるということを懸念しております。

そういったところでのワーキンググループの皆様の議論というのは、こういったところで、こういったエラー率とか精度を公開するとなったのか、少し経緯等をお知らせ、御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

【山本（龍）構成員】 ありがとうございます。私、今手元にこの資料しかなくて事務局のほうでこの辺り、議論の経緯ですとか、何かお手元があれば、ぜひ御説明いただきたいところなのですが、いかがでしょうか。

【上原補佐】 事務局でございます。御質問いただきありがとうございます。そちらの実

効性やエラー率等という部分につきましては、必ずしも、こういう数字を絶対に出すべきというような意見があったというよりも、今の画面の下のほうの、例えばリスク軽減に向けた措置についての透明性についてといったところの矢羽等にもありますように、何を公表するかということも、ある程度いろいろな考え方があるという中で、どういう効果があったかということが分かるような情報というのを、ざっくり言うと、そういう意味での実効性とかエラー率というのを、何が適切な手法なのかということも含めてさらに検討していく必要があるというのが現在の検討状況と考えております。

【越前構成員】 ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山本（龍）構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。奥村構成員、お願いします。

【奥村構成員】 発言の機会をいただきありがとうございます。最初にまず、これだけ膨大な情報を緻密に組み上げられたことに関して、心から敬意を表します。これから一生懸命キャッチアップをして勉強させていただきたいと思っております。

その上で、膨大な情報に圧倒されつつ、とてもシンプルなことを少しお伺いするということなのか、もしかしたらワーキンググループのお仕事を超えている話かもしれないので、そもそもというか、私がずっとこういう話合いをしながら考えておりましたのが、情報流通の健全性という言葉が何度も出てくるわけですけれども、それは一体どういう状況なのかということについては、何らかの言葉にしてまとめないといけないのではないかとことです。

それはどうしてかということ2つあって、これの恩恵を被る人たちが一般のユーザーの人だとすると、それがどのような状態であるのかということを見極めるために、シンプルな言葉で何か表現されているものがどうしても必要になるのではないかとすることが一つ。

それから、ファクトチェッカーやジャーナリストの方々と意見交換や何かをさせていただくわけですが、私も決して広い人間関係ではございませんが、何人かの方から御指摘いただくのが、健全というのはどういう条件なのかということで、ワーキンググループがいろいろな条件、課題を提示されていらっしゃるんですけども、その課題が全部解決されたらそれは健全と言えるのかどうか、それともそれを超えたもっと上位の理想のようなものというのがあって、それが、制度が追いついていない部分はあるけれども、でもこういうようになったらいいなというようなことというのは、私たちは目標として掲げる必要があるのかどうかということについては、どこかで考えておいたほうがいいのかと。せつかくこ

のような機会にとっても優秀な頭脳が集まっているわけですから、そのようなところまで思いを致すような機会はないのかと思って、発言をさせていただきました。

これに関してどのような扱いになるかということは宍戸座長にお任せしますので、リアクションが特に何か質問という形で発言しているわけではございません。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、1点、非常に重要な御指摘でございますので、まず、私自身の認識を申し上げて、かつ山本座長代理のワーキンググループでの御議論がどうなっているかということをお伺いしながら、少し確認をさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、デジタル空間における情報流通の健全性という概念は、それ自体としては曖昧で、一体全体何なんだということ自体を、まさに親会でも議論をしてきたということだろうと思います。その前提として、そもそものデジタル空間における情報が健全であるかどうか、あるいは情報発信主体が健全であるかということではなく、情報流通の健全性という観点から議論をしていく。そして、その発信、伝送を受信と。しかし、今は多くの受信者であるところの、例えばインターネットのユーザーである方は、同時に発信主体でもあり得るということを考え、その中において、情報デジタル空間の情報流出については、とりわけプラットフォーマーの方々が非常に大きな役割を果たしていること、また、この情報流通の在り方全体が、先ほど来、出てきておりますような広告のような、エコシステムと非常に密接に関連した結果として、何が健全かということ直ちに定義することはできないけれども、必ずしも健全とは言えない状況が起きてきていると。そのことを例えば山本座長代理はアテンションエコノミー等のいろいろな形で表現をされてきたものと思っております。

そこで、でございますけれども、何が健全かというのは、情報流通の健全というのは何かというような定義は難しいわけでございますけれども、少なくともこれらの要素が情報流通の健全性を確保する上で大事でないかということ、この会議では基本理念という形で、構成要素という形で議論してきたと思います。そしてまた、基本理念については、さらに何度か議論をし、また、今後も最終取りまとめに向けてバージョンアップしていく予定でございますが、親会で基本理念について議論されてきていることを踏まえて、それを具体的に、例えば制度において実現する上において、現状どのようになり、どのような課題があるか、どのような論点があるかということについて、山本座長代理に主査をお務めいただき、ワーキンググループで御検討、整理をいただいているというのが、ひとまずの私の認識でございます。

ということで、まず、山本座長代理、どうでしょう。認識が大体合っているか。

【山本（龍）構成員】 全くおっしゃるとおりだと思います。親会のほうでまとめている基本理念、これを一応ベースにしつつ、WGのほうでも議論してきたというつもりでございます。私も基本理念の中身については、どこか資料が既に上がっていると思いますが、それを参照しながら、常に議論していたと認識しております。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。そうだとするとなのですが、しかし、同時に今、奥村構成員から非常に貴重な御指摘をいただいたなと思っておりますのは、一つは親会での全体像の把握、それから基本理念をめぐる議論と、それからワーキンググループにお任せしてきて、今御報告が上がってきた、具体的な制度に関連する論点が生き別れにならないように、しっかり結びつけられる、クランチがちゃんと踏まれるという形にする。そうでないと、幾つかの制度提案、あるいは論点が、何かそれだけが独り歩きをして、情報流通の健全性確保のための基本理念を実現するための政策はこのものであるということから切り離されて、単なる表現規制であるとか、政府によるデジタル監視であるとかという議論に受け止められるということは、私もこれは本意でもございませんし、大変危惧するところでもあり、また、生産的な議論を妨げると思います。

また、その基本理念を実現することとの関係に係る制度措置は、これ自体、単体でいいよねというよりも、全体としてパッケージで構成員御指摘のとおり、情報流通の健全性を確保することに、どの程度役に立つものなのか、総和としてどうに役に立つんだろうか、あるいは、急いで制度措置をしなければいけないものがあるとすれば何だろうかといったような、今後の取りまとめに向かっての議論のプライオリティなどにも結びつく御指摘だろうと思いましたので、この点は、私、それから事務局においても心させていただき、この後の議論でも、構成員の皆様にもぜひお気遣いいただければと思うのですが、奥村構成員、差し当たりいかがでございましょうか。

【奥村構成員】 とても稚拙な理解がとても深まりましたので、ありがとうございました。一般の人たちの分かりやすさというのを自分は非常に重視するということと、それからファクトチェッカーというのが外側にいて、その人たちはジャーナリスティックレlevanceという言い方で、ミスインフォメーションをどうやって選ぶかというようなことを議論するわけですが、そうすると上位の概念として、こういう理想があるから、その理想に外れたようなものは、ファクトチェックやデバンキングするべきじゃないかというような

ことで日々論争するわけなので、上位の概念として、ファクトチェッカーやなんかと連携するという意味でも、共通の言葉というのが必要になるだろうなど。

それから、基本理念を見て、すいません、申し忘れたんですけども、一般のユーザーがこういうふうにしやすいとか、こういう行動を取れるというような形の表現というのが何か取られたものがあつたほうがいいのかなど、将来的にかもしれませんし、ここで実現すればいいと思いますけれども、そのようなことをつらつら思っておりました。ありがとうございました。

【宍戸座長】 貴重な御指摘ありがとうございました。助かりました。山本主査代理もありがとうございます。

それでは、若干時間が延長になっておりますが、申し訳ございません。クロサカ構成員、お願いいたします。

【クロサカ構成員】 クロサカです。手短に質問させていただきます。資料の55ページです。論点3のこれまでの検討状況及び、引き続き検討が必要な論点、こちらのほうです。上記のような方策の実効性を制度的に担保する必要性についてどう考えるか、及びその下の制度的な対応を伴わない場合、どのような対応があり得るのかということ、ここについて、現状どのような議論であるとか理解がされているか。また、ここはまだ検討途上であるということであれば、それだけで構いませんので、もしここまでのところでこうするべきではないかというような具体論が何か出てきているようであれば、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【山本（龍）構成員】 ありがとうございます。この点も議論過程であるとお答えせざるを得ないかなと思います。先ほど、越前先生からも御指摘があつたとおり、例えば実効性とかエラー率等の公開、丸括弧で書いてありますけれども、何を公表していただくかということも、各プラットフォームも、一口にプラットフォームといってもいろいろなサービスの形態があるわけですし、そういう意味で、それぞれの取組方針というものがあつたりとか、AIと人とのどういう形で組み合わせてやっているのかということ、それぞれ違う中で、どういう形でまさに実効性のある規律枠組みを講じるかというのは、かなり慎重な議論が必要かなと思っておりますので、差し当たり今後、この辺のところ、実効性のあるものというところで突き詰めて議論していければと思っております。ありがとうございます。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。1点、それを踏まえてコメントですが、D P F取引透明化法でもある程度の整理がされた上で、現在、法が執行される中、どれくらい

実効性があるのかということとは常に議論を呼んでいるところでもあるかと思えます。

私も基本的には慎重に考えるべき領域であると思いつつ、状況がかなり悪い方向に進んでいるという現状を踏まえると、より実効性をどのように担保できるのか。これは直ちに、法執行を行政に完全に任せるということだけではなく、共同規制の可能性やその在り方も含めて御検討をいただければと思っております。引き続き、精力的な御議論を期待しております。ありがとうございます。

【山本（龍）構成員】 ありがとうございます。1点だけ付け加えておきますと、ステークホルダーの連携の在り方ということも、別途実効性のある枠組みの構築というところで、マルチステークホルダーの連携、協力の在り方ということも議論の対象になっておりますので、それとも連動しながら、どこまで制度的な対応が必要なのかということについても検討していくということでございます。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。山本主査代理をはじめ、ワーキンググループの皆様におかれましては、これまでの精力的な御議論に御礼申し上げますとともに、本日、この会合で出た御指摘も踏まえて、さらに、先ほど私が奥村構成員との質疑、やり取りの中でも申し上げた点にも御留意いただきながら、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

既に意見交換のラウンドに入る、もう時間がなくなったというか、むしろワーキンググループからの御説明、質疑の中で全体的な意見交換が実質できたと思うことといたしまして、最後、その他1点、重要なことを私から申し上げたいと思います。

次回会合より、本検討会の取りまとめに向けて議論を加速させていただきたいと考えております。本日、ワーキンググループの資料が膨大であると御指摘があり、また、先ほど申し上げました全体像の把握、それから基本理念等々、本ワーキンググループで非常に多くの情報、非常に多くの議論をしてまいりました。そこで、これら全体像をもう一度、検討会の議論を把握し、全体を振り返りながら取りまとめをしていく必要がございます。つきまして、私から事務局に対しまして、取りまとめに向けて、大まかな骨子を作成するよう指示をさせていただきました。その作成に当たりましては、当然ながら、これだけ多くの構成員の方々に様々貴重な知見をいただいておりますので、構成員の皆様にご相談をするように、私から重ねてお願いをしてあるところでございます。

また、恐らく、これまで御発表いただきましたオブザーバーの皆様におかれましても、同様の骨子、あるいは取りまとめに向けて、これまでの議論を踏まえて、自分たちはこういう発表をしたけれども、それだったらこうだよと、今日、民放連様が御発表いただきましたけ

れども、そのような、言わば振り返っての、あるいは追加での情報提供等もあろうかと思えます。これらの作業につきまして、構成員の皆様を中心に、また、もし御希望があればオブザーバーの方もということにはなりますが、御協力をいただきますと幸いです。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第21回会合、ワーキンググループ第24回会合、合同会合を閉会とさせていただきます。本日、若干遅い時間になり、また延長いたしまして失礼いたしました。

これにて散会いたします。